

## 2014年度業務執行体制にかかわる勤務労働条件の確保に関する申し入れ

実施日時：平成26年1月29日（水）17時40分から

実施場所：弘済院庶務前会議室

院 側：管理課長、管理課副参事

組合側：支部長、書記長

（支部）

それでは、2014年度業務執行体制にかかわる勤務労働条件の確保に関する申し入れを行う。

具体的内容は、書記長から申し上げる。

（支部）

申し入れ書（別紙）の読み上げ

申し入れにかかわって、1点言及する。

現在、いくつかの職場で欠員が生じている現状をきちんと把握し、早急にこの点を解決したうえで、2014年度の業務執行体制にかかわって、職員の勤務労働条件が確保されるよう求める。

（院）

ただいま、支部より「2014年度業務執行体制にかかわる勤務労働条件の確保に関する申し入れ」を受けたところです。

事務事業の再構築にかかる施策の企画・立案と、それに対応する業務執行体制の改編などの管理運営事項については、職制が自らの判断と責任において行い、業務執行体制の改編に伴い職員の勤務労働条件に変更が生じる場合については、交渉事項として誠意をもって対応してまいりたい。

また、現在いくつかの職場で欠員が生じており、組合員の皆様にご苦勞をお掛けしている状況は認識しているところであり、職制の責任において解決に向けて引き続き努力してまいりたい。

(支部)

ただいま、院の考え方が示された。

昨年４月からの２病棟における勤務形態等の変更提案が年度末ギリギリであったことを踏まえ、職員の勤務労働条件に変更が生じる場合は、誠意をもって速やかに対応されるよう改めて求める。

また、昨年１２月に『弘済院の今後の方向性について』が示されたが、「経営形態の変更」といった課題は、職員の勤務労働条件に大きく影響を及ぼすことから、今後、十分な交渉・協議を行うことを改めて求めるとともに、少しでも現場組合員の不安を解消できるよう、日常的な情報提供や丁寧な説明を行うなど使用者責任を十分果たされるよう求めておく。

これで本日の交渉を終える。